

免税軽油について

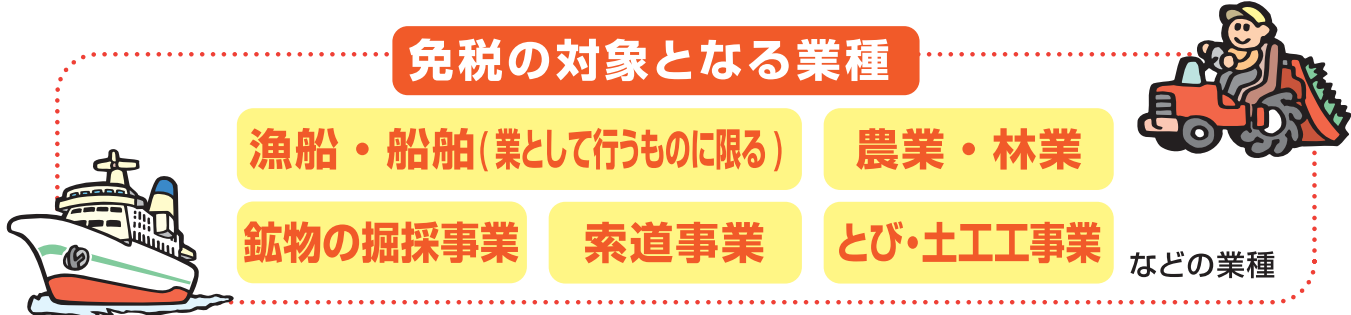
免税軽油とは？

全ての軽油には、軽油引取税が課税されますが、政策的配慮により特定の業種・用途に使用される軽油については軽油引取税が免除されます。これが**免税軽油**です。
 なお、この免税軽油の制度は**令和9年3月31日まで**となっています。
 (令和6年度の税制改正により、一部の業種を除いて3年間延長となりました。)

免税軽油の対象

免税軽油を使用するためには、免税の対象となる特定の業種を営むものでなければなりません。
 また、免税軽油を使用できる機械は、特定の用途に限られています。

免税の対象となる業種



漁船・船舶(業として行うものに限る) 農業・林業
 鉱物の掘採事業 索道事業 とび・土工事業 などの業種

申請の手続き

